

練馬区「介護保険福祉用具購入費」 受領委任払のご案内

令和6年4月版

福祉用具購入とは・・・

入浴やトイレで使う福祉用具を購入した場合、年間(4月～翌年3月)に、10万円を限度にその購入費の9割から7割の福祉用具購入費が支給されます。

(領収日が購入日となります。)

介護保険の対象となる福祉用具

腰掛便座

自動排せつ処理装置の交換可能部品

入浴補助用具

(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)

簡易浴槽

移動用リフトの吊り具部分

排せつ予測支援機器

スロープ

歩行器(歩行車を除く)

歩行補助用具(松葉づえを除く)

(口フストランドクラッチ、カナディアンクラッチ、プラットフォームクラッチ、多点杖に限る)

上記 ～ は、福祉用具貸与と特定福祉用具購入との選択ができる種目となっています。

この種目の購入の場合には、利用者にメリット・デメリットを十分説明を行うこと、福祉用具専門相談員が6ヶ月に1度はモニタリングすること、利用者の要請に応じて使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、メンテナンスが必要になります。

受領委任払とは・・・

区が定める要件に該当し希望した利用者が1割から3割(自己負担分)を事業者支払い、9割から7割は区が事業者を支払う方法です。

*購入前に区に事前申請が必要です。

*区と受領委任払い取扱いの契約を結んだ事業者での購入が必要です。

*利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

*購入日(領収証の領収年月日)時点の負担割合を適用することとなります。

受領委任払いが利用できる方の要件・・・

- 1 練馬区の被保険者であり、要介護（要支援）認定を受けている方
保険料の未納または滞納がなく給付制限をうけていない方

手続きの流れ

受領委任払いで福祉用具を購入したい旨をケアマネジャー、受領委任払い取扱事業者に相談。

< 事前申請 >

購入前に、区へ受領委任払いによる購入承認申請書と必要な書類を提出。

必要な書類

福祉用具サービス計画書の写し

必要な記載内容について

「生活全般の解決すべき課題・ニーズ（福祉用具が必要な理由）」欄

【自立支援】、【心身機能の維持】、【介護負担の軽減】のいずれかを背景として、福祉用具と関連した【生活場面】の記載がある。

「福祉用具利用目標」欄

特定の【品目】を使うことにより、【生活場面】の【何の動作】が【可能になる】、または【負担の軽減になる】の記載がある。

「選定理由」欄

利用者の【状態】、【環境】に合わせ、機種【機能、特性】を考慮し、【この機種を選定した理由】について記載がある。

購入見積書（10割分原本） 見積書の宛名は「練馬区長」宛で作成。余白に利用者氏名を記入。

カタログの写し

排せつ予測支援機器にかかる申請の場合は、以下の（1）と（2）の書類の提出も必要です。

- （1）要介護者等の膀胱機能にかかる医学的な所見を確認できる書類の写し（以下の1～4のいずれか）
 1. 介護認定審査における主治医の意見書
 2. サービス担当者会議等における医師の所見
 3. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 4. 個別に取得した医師の診断書 等
- （2）排せつ予測支援機器 確認調書
福祉用具サービス計画書等に確認調書と同内容が記載されていれば、提出不要。

区から「介護保険福祉用具購入費受領委任払い承認決定通知書」を利用者あてに郵送します。決定通知書が届きましたら、受領委任払い取扱事業者から購入し、取扱事業者に購入費の1割から3割（自己負担分）を支払い、領収書を受け取ります。

<事後申請>

支給申請書・請求書と領収書（原本）を区へ提出。

区が審査し、9割から7割を事業者へ支払。

利用者の方が支払った1割から3割（自己負担分）の本人名義の領収書が必要です。

領収書の例

領収年月日を記載してください。

宛名はフルネームを記載してください。

領 収 書 NO
様 年 月 日
金額 2,000 円

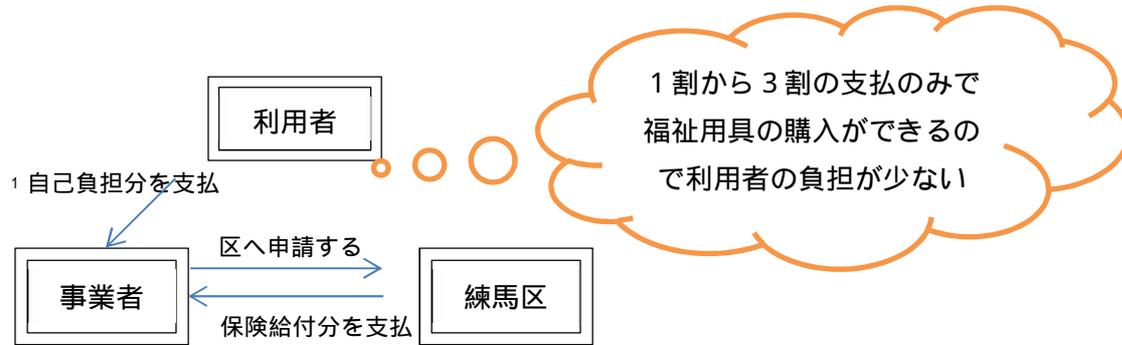
利用者の方が支払った1割から3割分の金額を記載してください。

ただし、ポータブルトイレ20,000円に対する自己負担分として
事業所 印

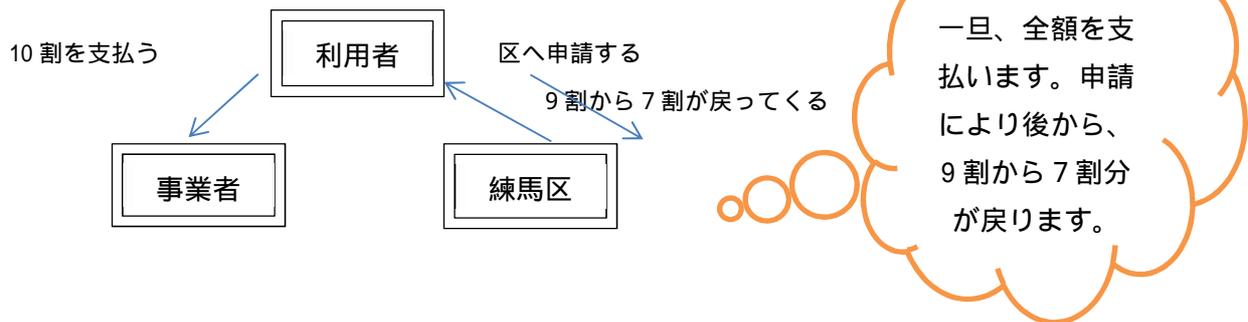
ただし書きに、購入費の明細を記載してください。

【参考】

「受領委任払い」の場合



「償還払い」の場合



問い合わせ先

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 給付係 03(5984)4591